

【基本構想】

1 基本構想の理念

基本構想の理念とは、基本構想を定めるに当たっての、市民と行政のまちづくりに対する基本的な考え方を示したものです。第三次川越市総合計画では、「川越市民憲章」の考え方を尊重し、本市をとりまく社会環境の変化を認識して、基本構想の理念を以下のとおり定めます。

○ 市民と行政の協働によるまちづくり

市民、民間団体、事業者、行政が、互いに認め合い、ともに知恵と力を出し合い、みんなでまちをつくります。

○ ふれあい、支え合いの安全・安心なまちづくり

一人ひとりの人権を尊重するとともに、コミュニティの大切さに改めて目を向け、地域で助け合い、支え合うことにより、人と人とのふれあいやかかわりを感じながら、安心して平和に暮らせるまちをつくります。

○ 歴史・文化を生かしたまちづくり

先人から受け継いだ歴史と文化を生かし、新たな価値を創造するまちをつくります。

○ 人と環境にやさしいまちづくり

水と緑が豊かで、持続可能な社会を築く、人と環境にやさしいまちをつくります。

○ 活力に満ちた魅力あふれるまちづくり

経済活動が盛んで人が集う、多くの人々が「何度も川越を訪りたい」「川越に住み続けたい」と思えるような、活力に満ちた魅力あふれるまちをつくります。

2 都市づくりの目標

(1) 将来都市像

基本構想の理念に基づき、本市の目指すべき姿、10年後の川越市が表現された姿として、将来都市像を以下のとおり定めます。

ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越

(2) 基本目標

将来都市像を実現するために、全体に共通する基本目標と6つの分野別の基本目標を定めます。

1) 全体に共通する基本目標

協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

2) 分野別の基本目標

- ① ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち
 - － 保健・医療・福祉 －
- ② 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち
 - － 教育・文化・スポーツ －
- ③ 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち
 - － 都市基盤・生活基盤 －
- ④ にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち
 - － 産業・観光 －
- ⑤ 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち
 - － 環境 －
- ⑥ 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち
 - － 地域社会と市民生活 －

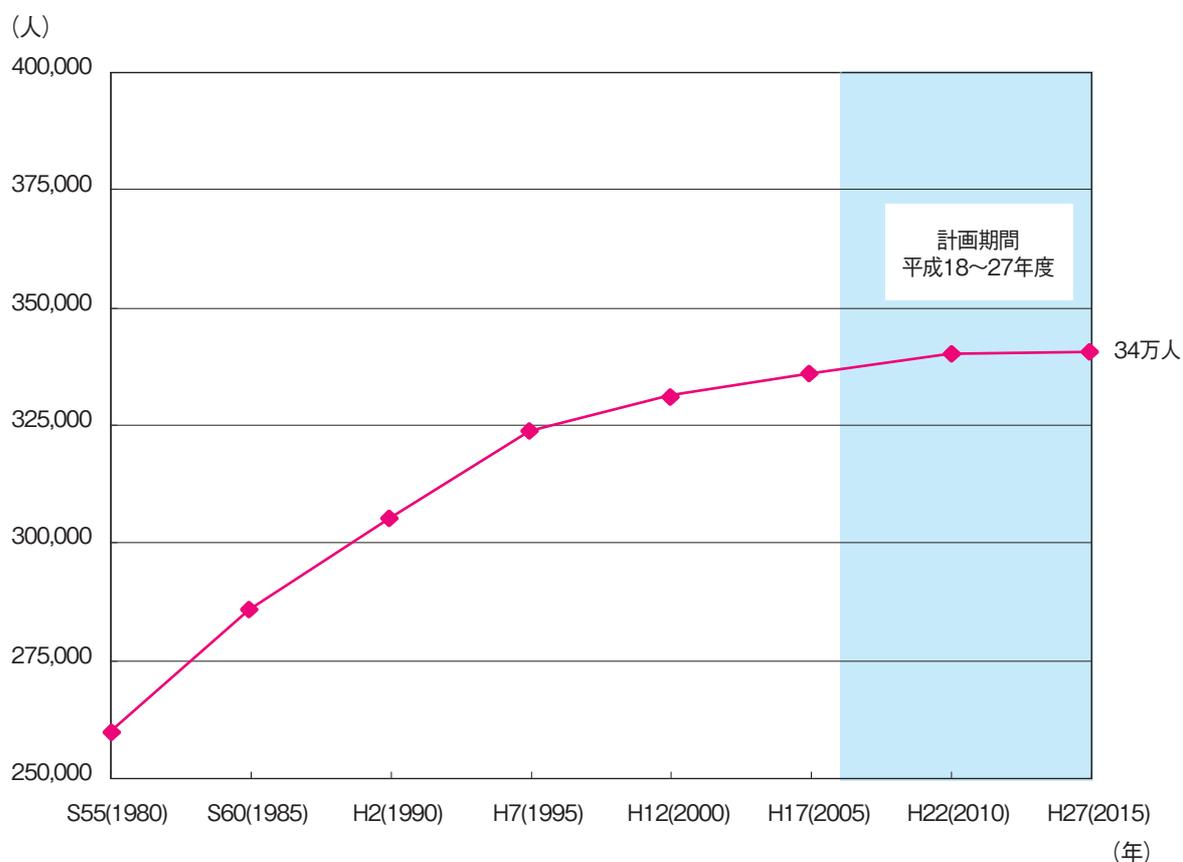
(3) 将来人口

基本構想の目標年次である平成 27 年(2015 年)の将来人口を 34 万人(*1)と想定します。

人口の推移

(単位:人)

国勢調査					推計人口		
昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
259,314	285,437	304,854	323,353	330,766	335,647	339,856	340,268



*1 昭和 55 年(1980 年)～平成 12 年(2000 年)の 5 回の国勢調査による 5 歳年齢階層別男女別人口データを用い、現在進行している開発事業等の要因を加味し、コーホート要因法による人口推計を行いました。平成 27 年(2015 年)の本市の将来人口は 34 万人と推計されます。
 なお、平成 27 年(2015 年)以降は、人口の減少傾向が見込まれます。

(4) 土地利用構想

1) 土地利用

土地は、すべての市民にとって限られた貴重な資源であり、生活を支え、社会経済活動等を展開する基盤となるものです。

このような認識のもと、自然環境の保全、育成、創造に努め、安全性、利便性、快適性、そして地域の特色を考慮した自然と調和のとれた魅力ある都市を創造していくため、総合的かつ計画的な土地利用を進めていく必要があります。

特に行政は、土地の用途を転換する際、自然や公共の福祉等に十分配慮し、全体として調和のとれた土地利用を図ります。

2) 都市構造

本市の均衡ある発展を図るため、歴史的な文化遺産と近代的な都市機能が集積されている地域を「都心核」に、交通条件等によって地域生活の中心として構成されている地域、あるいは、大規模なプロジェクトが計画されている地域を「地域核」と位置付け、望ましい土地利用の誘導や都市活動を支える交通体系の整備、地域ごとの特性や魅力を生かした都市機能の適正配置を図り、それぞれの核をネットワーク化して都市の骨格を構築します。

また、市域を取り囲む河川や樹林地、湿地や緑を「緑・アメニティ拠点」として位置付け、保全、活用、創造に努めます。

更に、埼玉県南西部地域の拠点都市の形成に向けて、近隣の地域が相互に円滑に交流できるよう有機的な連携を図ります。

① 都心核の形成

本市の中央部に位置する三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺地区は、業務や商業等の機能を充実させ、また、歴史的な建造物のある北部地区の市街地は、商業、文化等の機能を高めた魅力ある都市空間を創造し、両地区を「都心核」と位置付け、本市の中心市街地を形成します。

また、都心核は、地域核とネットワークで結び、本市の均衡ある社会経済の発展や公共の福祉を増進し、広域的に求心力のある活力に満ちた都市活動を可能とする市街地整備を図ります。

② 地域核の形成

霞ヶ関、新河岸、南大塚、南古谷及び西川越の各駅周辺地域を「地域核」と位置付け、地域社会の経済活動など市民活動の基盤として、個々の特性を生かした市街地の形成を図ります。

また、地域核は、都心核や他の地域核とネットワークで結び、地域核周辺の諸活動を活発にする地域の基盤整備を図ります。

新しい地域核の形成については、市民生活や環境に及ぼす影響等を十分に考慮し、本市の均衡ある発展を目指し、積極的に推進します。

③ 緑・アメニティ拠点の形成

自然の豊かな入間川及び新河岸川周辺や、武蔵野の面影を残す樹林地、伊佐沼

周辺等を「緑・アメニティ拠点」と位置付け、都心核や地域核とネットワークで結び、潤いのある市民生活を支える拠点として活用するため、保全し、整備を図ります。

④ 他都市との連携強化

放射状・環状に幹線道路を整備するとともに、公共交通の充実を図り、他都市との連携を強化します。

3) 都市環境的及び自然環境的土地利用

新しい都市の発展に向けて、将来都市構造を踏まえ、本市の歴史と自然を守り育て、豊かで潤いのある自然と人が共生する都市を整備するため「都市環境的土地利用」及び「自然環境的土地利用」により、総合的かつ計画的にまちづくりを進めます。また、無秩序な開発を防止し、良好な生活環境の向上を図るための適切な諸施策を実施します。

① 都市環境的土地利用

ア 住宅地

市民生活の安定と福祉の向上を図るため、高齢者や障害のある人等にやさしい住環境の整備に努めます。

イ 商業地

市民が親しめる魅力ある商業環境を育成し、生活の利便を確保して地域経済の活性化を図るため、都心核については広域的な商業地として、また、地域核についてはそれぞれの特性に合った商業地として、育成を図ります。

ウ 業務地

三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺地区の都心核は、中核的な業務ゾーンとして、また地域核には市民生活に密着した業務施設の整備誘導を図り、都市機能の向上に努めます。

エ 工業地

生産環境と周辺の環境を調和させ、生産性の向上と地域経済の活性化を図り、本市にふさわしい新しい都市型工業の育成に努めます。

オ 公園・緑地等

人に潤いと安らぎを与えるとともに、生物の生息空間に配慮し、積極的に緑やオープンスペースの確保を図ります。

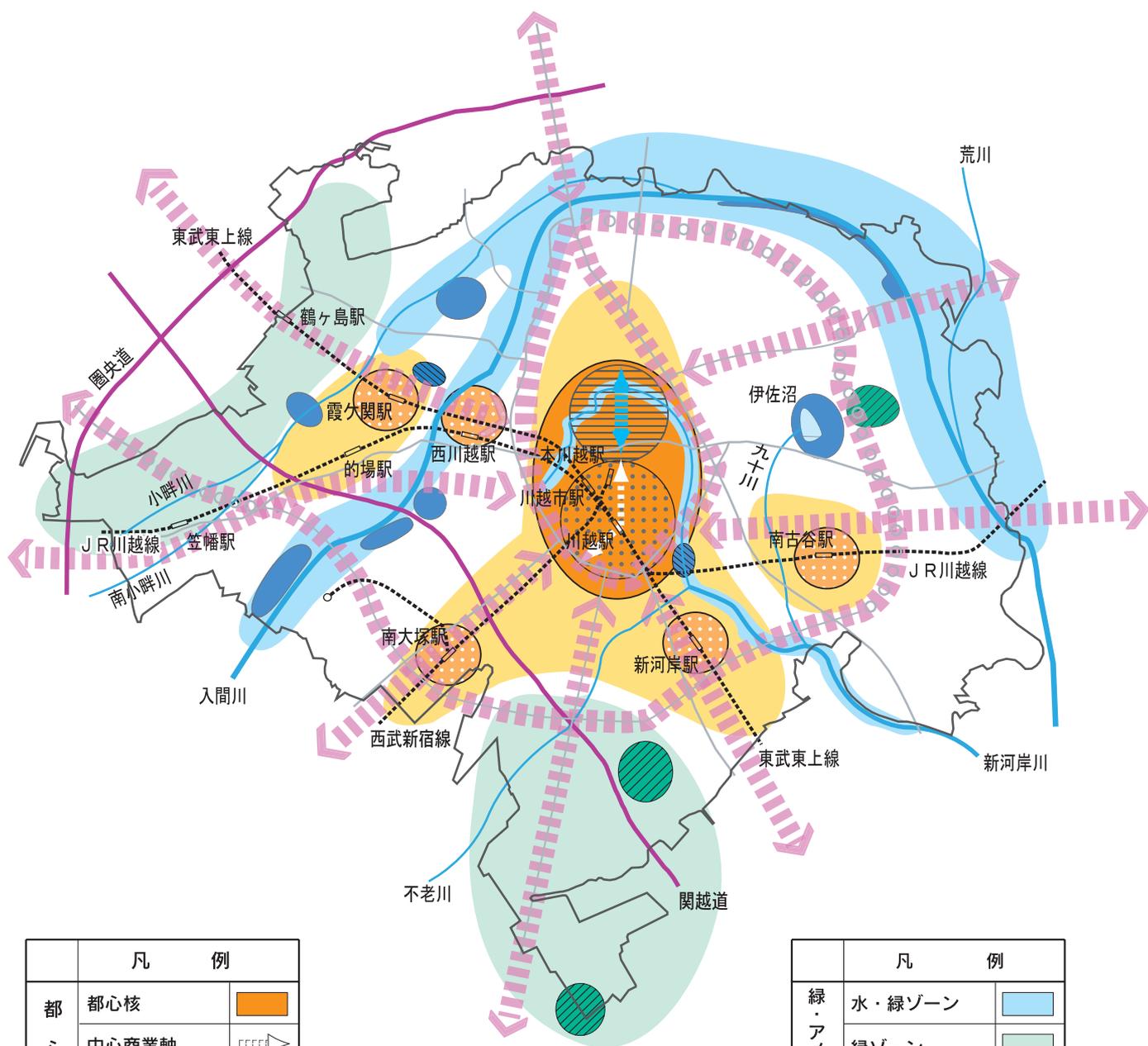
② 自然環境的土地利用

ア 農地や樹林地等の自然環境的な土地利用がなされる土地については、無秩序な市街化を防止するとともに、自然環境の保全を図るため整備を行い、適切に維持管理します。

イ 自然環境を保全し、はぐくむための観点から水辺環境や樹林地等については、積極的な対応を図るとともに、人と自然とのふれあいの場として、その整備、創造に努めます。

ウ 市民生活や都市活動等により、新たな土地利用を進める場合は、農地や樹林地等の自然環境と生態系を十分考慮し、計画的な土地利用を図ります。

将来都市構造図



凡 例		
都 心 核 形 成	都心核	
	中心商業軸	
	都市的活動核	
	歴史的環境軸	
	歴史・水・緑核	
地域核形成	地域核	
	地域活動ゾーン	
ネットワーク軸		

凡 例		
緑・アメニティ拠点形成	水・緑ゾーン	
	緑ゾーン	
	水・緑拠点	
	緑拠点	
	水・歴史拠点	
	河川	
	高速道路	
	鉄道・駅	
	主要幹線道路	
	主要幹線構想道路	

3 施策の大綱

(1) 全体に共通する方向性

協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

《方向性》

① 協働によるまちづくり

地域におけるさまざまな課題への対応や地方分権時代にふさわしい自立した自治体を形成していくためには、市民と行政がそれぞれ果たすべき役割と責任を自覚し、互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え、協力し合う「協働」の実現が重要です。

そのために、市民への積極的な情報提供や広聴活動の充実による情報の共有化を図ります。更に、諸計画の策定過程などにおける市民参画のしくみを整備します。

また、いきいきと活力ある地域社会を構築するため、自治会等の公共的団体、NPO、企業、大学等との積極的な連携を図るとともに、各種団体の活動への支援の強化に努めます。

② 行財政改革の強力な推進

厳しい財政状況の中、中核市として、多様化する市民ニーズに的確にこたえていくためには、自らの責任で自主的・効果的・効率的に展開する分権社会にふさわしい行財政運営が求められています。このため、行政サービスを真に必要とする市民への配慮と行政としての責任に十分留意した上で、民間の経営手法の積極的な活用に努めるなど、行財政改革を強力に推進し、簡素で効率的な行政運営と健全な財政運営を行います。

今後、耐用年数を迎える多くの公共施設については、社会環境の変化に対応し、施設の統廃合を含め、計画的かつ効率的な施設の維持管理及び更新を図ります。

市政運営の原資となる財源の安定確保を図るため、市税等の収入率の向上や受益者負担の適正化を図るとともに、新たな財源確保のための検討を行っていきます。

また、急激なIT社会の進展に対応し、多角的な行政サービスの提供を図るため、情報化を更に推進していきます。

③ 広域行政の推進

埼玉県南西部地域の拠点都市として、行政区域を越えた共通課題やひとつの自治体での解決が困難な課題に対して、地域全体の視点から広域的な取組を強化し、地域をリードしていきます。

(2) 分野別の方向性

1) とともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

— 保健・医療・福祉 —

《方向性》

① だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり

次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長していくことができるよう、社会全体で子育てを支援する環境の整備に努めます。

高齢者の地域における世代間の交流や社会参加を促進するとともに、介護が必要な高齢者には、住み慣れた家庭や地域で生活ができるよう、在宅サービスや施設サービスの充実を図り、高齢者がいきいきと安心して生活できる社会の実現に努めます。

障害のある人が地域の中で自立して、いきいきと安心して生活するため、障害や障害のある人に対する理解、相談や情報提供の充実、社会参加の促進、雇用・就労の支援、在宅福祉サービスの充実等を図り、障害のある人の地域生活を支援し、障害者福祉の充実を目指します。

すべての市民が健康で安心して暮らせるように、子育てや介護などを地域の生活課題としてとらえ、自治会等の地縁団体、ボランティア、保健・福祉活動を推進している各種団体やNPOなどと協働して、助け合いによる地域福祉推進体制の充実を図ります。

また、社会保障制度の充実を国などに働きかけながら、適正かつ効果的な制度の運営に努めます。

② 生涯を通じた健康づくりと安全なまちづくり

乳幼児から高齢者まで、市民の生涯を通じた健康の保持・増進に努めるとともに、結核やエイズ等の感染症や精神疾患等への的確な対応を図り、更に病診連携の推進など医療体制の整備に努めます。また、食中毒の防止など、食の安全・安心や環境衛生の確保を図ります。

③ 安心できる生活を支えるしくみづくり

市民の多様なニーズに対応して、適切なサービスをより効果的に提供できるよう、保健・医療・福祉の連携強化を図るとともに、必要なサービスが身近なところで受けられるよう、情報の共有化を図り、相談・支援体制の充実を図ります。

《方向性》

① 活力ある地域を創る生涯学習の推進

市民のだれもが生涯を通じて、それぞれの関心と必要に応じた学習を行い、自分自身の生きがいの追求や暮らし方を再発見できるよう、生涯学習の環境整備を進めます。更に、その学習成果を地域で生かせるしくみをつくり、市民と行政の協働による活力ある地域を創造していきます。

② 個性を生かす学校教育の推進

将来を担う児童生徒の「生きる力」をはぐくむため、教育内容と教育方法の工夫改善などにより、児童生徒一人ひとりの個性を生かす教育の充実を目指すとともに、社会の変化に対応した教育環境の整備・充実を図ります。また、家庭、地域と学校の連携を深めます。

③ 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造

先人から受け継いだ豊かな歴史的文化は、本市の誇りであり市民の宝です。これを次世代に継承するとともに、新たな芸術文化を創造するため、市民の芸術文化活動を支援します。また、身近なところで芸術文化に親しめる環境を整えていきます。

④ 多文化共生と国際交流・協力の推進

外国籍市民を含めたすべての市民が共生する多様性に富んだ地域社会を築くために、お互いの文化や価値観を正しく理解できるよう支援するとともに、市民の国際理解を促進し、国際感覚に優れた地球市民の育成に努め、国際交流から国際協力への進展を目指します。

⑤ 生涯スポーツの推進

市民が身近なところで気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、これらを通して心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

3) 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

— 都市基盤・生活基盤 —

《方向性》

① 都市の魅力の創出

埼玉県南西部地域の拠点都市として、広域的に求心力のある活力に満ちた都市構造を構築するため、川越駅、本川越駅、川越市駅の三駅とその周辺の整備を推進し、魅力ある中心市街地を形成するとともに、それぞれの地域の特性にあった生活拠点の整備と景観に配慮したまちづくりを進めます。また、秩序ある土地利用を図るとともに、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

② 交通ネットワークの構築

より機能的な都市の形成を図るため、広域の都市間交流や産業活動を支える基盤である広域幹線道路及び鉄道の整備を促進するとともに、市内の各地域を連絡する幹線道路の整備を計画的に進め、良好な交通ネットワークの構築を目指します。

③ 自然と調和した基盤づくり

自然と調和した快適な都市環境を形成するため、水辺や緑を活用した公園の整備を行うとともに、生活排水施設の整備により公衆衛生の向上と公共用水域の水質の保全を図ります。また、水害から市民を守るため、河川改修や雨水対策の強化を図るとともに、ライフラインである水道や下水道の整備などを図り、安全な基盤づくりを進めます。

4) にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち

— 産業・観光 —

《方向性》

① 地域経済の活性化と産業振興

本市の特徴である農業・商業・工業のバランスの取れた産業構造を生かしながら、厳しい経済環境の変化にも対応できるよう産業を振興するとともに、地域振興ふれあい拠点施設の整備など、広域的な観点から交流とにぎわいのあるまちづくりを進め、埼玉県南西部地域の経済をリードする拠点都市として地域経済の活性化を図ります。

また、「産学公」の連携によるネットワークづくりを促進し、産業を支え育てる人づくりを支援するとともに、起業支援を進め、新たな産業の育成に努めます。

農業は、環境との調和や優良農地等の保全を図るとともに、消費者のニーズに

こたえた安心できる農産物の提供や加工品の開発を通して川越ブランド化を進め、安定した農業経営の実現を目指します。

商業は、中心市街地及び周辺商業地の活性化を推進するとともに、商店街と大型店の共存共栄を図り、広域的な商業圏の中核として、にぎわいに満ちたまちづくりを進めます。

工業は、自然環境との調和を図り、更なる発展に向けて、工業団地の拡張及び整備を進めるとともに、人と物と情報の集積、連携を図ります。

② 観光による地域振興

本市の歴史や伝統を生かした観光事業はもとより、新たな観光資源の発掘、農業・商業・工業などの産業と連携した産業観光や広域観光の推進に努めるとともに、駐車場などの観光基盤の整備を進め、観光客の増加による地域経済の活性化を図ります。

「いつか一度訪ねたい街・川越」から、更に「また訪ねたい街・川越」へと、魅力あふれる観光都市を目指します。

5) 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち

— 環境 —

《方向性》

① 総合的かつ計画的な環境行政の推進

環境行政におけるさまざまな課題に対して、総合的かつ計画的に対応するため、環境基本計画、環境マネジメントシステム等の推進を図ります。また、これらの計画等を有効に機能させるためには、市民の参加と協力が不可欠であることから、市民、事業者、民間団体、行政の各主体が協働できるしくみづくりを推進します。

② 循環型社会の構築

地球温暖化など地球規模での環境問題を解決するため、これまで以上に省エネルギー施策を推進するとともに、新エネルギーの導入を促進します。また、大量生産、大量消費、大量廃棄によって発生し続ける廃棄物に対しては、これまでのライフスタイルを見直し、減量・資源化施策を実施するとともに、適正処理を行うことにより、地域から持続可能な循環型社会を構築することを目指します。

③ 環境保全対策の推進

武蔵野の面影を残す雑木林や身近にある緑を保全するとともに、都市に潤いを与える緑を創出し、入間川をはじめとする河川・湖沼・水田など水辺環境の保全、

活用を図り、自然と人が共生できるまちづくりを進めます。

また、大気、水質などについて、良好な生活環境の確保を目指し、更に、ダイオキシン類などの新たな化学物質からのリスクの低減を目指します。

6) 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

— 地域社会と市民生活 —

《方向性》

① ふれあいと思いやりのある地域社会の形成

人種、性別、社会的身分、門地、障害、疾病等による差別や偏見がなく、互いに認め合い、人権を尊重し、だれもが社会参加できる平和で思いやりのある地域社会と男女共同参画社会を築いていきます。また、防災、防犯、青少年健全育成などの課題を解決していくために必要な「地域における支え合い」や「市民と行政の協働」を進めるため、人と人とのふれあいや心の結びつきを大切にされた地域コミュニティ意識の醸成に努めます。

② 安全で安心な暮らしの確保

自然現象や人為的な要因によるさまざまな災害に対応できるよう、防災や消防・救急に関する体制の整備を図っていきます。あわせて、地域と関係機関が一体となった犯罪の防止、安全で快適な交通環境の確保、複雑化・多様化する生活上のトラブルに対する消費者保護等を推進することにより、市民が生涯にわたり安心して暮らせるよう努めます。

市の木

かし



市制施行 60 周年を記念して、昭和 57 年 10 月 15 日に、自然を愛する心を高め、みどり豊かなまちづくりに資するため、市の花とともに、市の木が定められました。